

原子力被災事業者事業再開等支援補助金公募関係Q&A

1 制度全般

1.1 事業の目的は？

A：福島第一原子力発電所の事故により被災した12市町村の事業者の事業や生業の再建等を支援し、併せて、事業者の帰還、事業・生業の再建を通じて働く場の創出や買い物をする場など、事業者の帰還・再建を促進し、まち機能の早期回復を図ることを目的としています。

1.2 実施予定期間は？

A：平成28年度から5年間を予定しています。

1.3 東電賠償金を受給している場合、本補助金は受給できないのか、もしくは減額されるのか。

A：本事業は、事業者の事業・生業の再建及び事業・生業の再建を通して12市町村における働く場の創出や買い物をする場などのまち機能の早期回復を図ることを目的とした事業であり、本補助金の受給にあたって、東電賠償金の受給の有無は一切関係ありません。

1.4 応募は1回しか認められないのか？

A：同一の事業再開等計画で複数回の申請を行うことはできません。

また、補助金の申請は、以下の(1)～(5)の区分毎の申請となります。

- (1) 施設・設備の整備・修繕
- (2) 宿舍整備
- (3) 新商品・新サービス開発
- (4) 市場開拓調査
- (5) その他知事が特に認めるもの

ただし、異なる業種による申請など事業再開等計画が重複しない場合に限り、複数回の申請を行うことができます。

なお、その場合であっても一会計年度(4月～翌年3月)における補助金申請は(1)～(5)の区分毎に各1回が上限です。

また、12市町村外で事業再開を行う場合は、会計年度にかかわらず、応募は1回だけです。

2 補助の対象者

(1) 共通

- 2.1 中小企業者の定義について、中小企業基本法等では資本金並びに従業員数について定義されているが、両方を備える事業者のみが対象となるのか。

A：「資本金の額又は出資の総額」または「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たしていれば、中小企業者として対象になります。

- 2.2 今回、新たに起業しようと思うが対象者になるか？

A：新たに起業する場合は、対象となりません。原発災害時に被災 12 市町村内で事業を行っていた方が、事業再開等する場合は対象となります。

- 2.3 12 市町村で事業再開等を行う場合は、同じ場所を実施する必要があるのか？

A：12 市町村内であれば、同一地での事業再開の必要はありません。

(2) 業種等

- 2.4 医療法人は対象者になるか？

A：個人開業医のほか、従業員数が 300 人以下で医療を主たる事業とする法人は対象です（中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 5 号）。
ただし、法人形態によって補助対象とならない場合がございます。

- 2.5 NPO 法人は対象者になるか？

A：NPO 法人は対象法人です（参考：中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 6 号）。

- 2.6 事業協同組合は対象者になるか？

A：対象です。（中小企業保険法第 2 条第 1 項第 3 号）

- 2.7 農事組合法人は、対象者になるか。

A. 農事組合法人は中小企業基本法又は中小企業信用保険法の対象ではないため、補助対象者とはなりません。

- 2.8 パチンコ店やスナックを営んでいる者は対象者になるか？

A：風営法の風俗営業や風俗関連特殊営業は対象になりません。ただし、料理店やダンスホール、ゲームセンターは例外的に申請を認めています。この場合、風俗営業許可証の写しを添付していただきます。

2.9 有限会社の介護事業者は対象者になるか。

A：中小企業基本法第2条第1項第1号の「会社」で「その他の業種」に該当しますので申請できます。

2.10 個人で不動産の賃貸をしていた者は対象者となるか。

A：個人不動産事業主として認められる場合は対象となります。

所得税法などから、個人不動産事業主として認められる貸付用不動産の規模は、アパート10室以上、駐車可能台数10台以上または建築物である駐車場及び寄託を受けて保管行為を行う駐車場が該当します。

したがって、例えば、アパート4室と駐車場5台分を貸し付けていたような方は対象者となりません。

2.11 社会福祉法人の規模によって対象にならない場合があるか。

A：常時使用する従業員の数が300人を超えるものは対象になりません。

(3) 震災時、又は、震災後の事業の状況

2.12 被災12市町村外に本社はあるものの、震災時に12市町村内で事業所を設け事業を実施していた場合に補助対象者となるか。

A：12市町村内で、事業を実施していたことが、わかる資料（支店・営業所等で事業所として実際に活動していた事実を証明する資料）（※）を添付することで、申請は可能です。

（※）公募要項「1.10. 提出書類」のうち、書類番号1-4の書類が想定されます。

2.13 震災後、個人事業主から法人に移行したが対象者になるか？

A：対象になります。個人事業主が原発災害当時、12市町村内で事業を行っていたことがわかる書類（※1）と個人事業主から法人に移行したことが分かる書類（商業登記簿等）を添付してください。

（※1）原発災害当時、12市町村内で事業を行っていたことがわかる書類
公募要項「1.10. 提出書類」のうち、書類番号1-4の書類を指します。詳細は公募要項をご確認ください。

2.14 新たな事業の別会社を作って始めようと思うが対象者になるか？

A：被災事業者が既存会社に代わって既存会社から事業を承継した別会社を作り新たな事業を開始する場合は、対象となります。原発災害当時、12市町村内で事業を行っていたことがわかる書類（※1）と事業を承継した別会社の書類（商業登記簿や設立趣意書など）を添付してください。

なお、被災事業者以外の方が、別会社を作り、新事業を開始する場合は、震災時に

1 2 市町村内で事業を行っていたとは認められませんので対象にはなりません。

(※1) 原発災害当時、12 市町村内で事業を行っていたことがわかる書類
公募要項「1.10. 提出書類」のうち、書類番号 1-4 の書類を指します。詳細は公募要項をご確認ください。

2.15 個人事業主が震災前とは別の事業を行う場合は対象者になるか？

A：対象になります。

ただし、12 市町村外での場合は、休業していた場合又は休業していたとみなせる場合のみ対象となります。

2.16 震災後、一度再開したが、その後休業していた。今回、あらためて再開する場合は対象者になるか？

A：対象となります。

ただし、12 市町村外での場合には、休業していた場合又は休業していたとみなせる場合のみ対象となります。

2.17 既に 1 2 市町村内で事業を再開している。1 2 市町村外に新たに店舗等を設ける計画がある。震災前と比べて売上が 50 パーセント以下のため、対象者になるか。

A：既に 1 2 市町村内で事業を再開している方は、対象となりません。

2.18 農業を営む者ではあるが、農業とは別に、震災時に菓子を作り J A に販売委託していた。被災当時の確定申告も罹災証明も取っていないが、この J A に販売していた事業をもって補助対象者となるか。

A：震災時に、農業（園芸サービス業を除く）、林業、漁業以外の事業を実施していた場合であれば対象となります。

ご質問のケースでは、菓子製造業という事業を営んでいた場合は補助対象者となりえますが、農業者がそれぞれ製造した物を J A の看板で販売している場合は補助対象者とはなりません。補助対象者になり得る事業者である確認が必要です。

なお、菓子製造業であれば、製造場所管轄の保健所の食品衛生法に基づく営業許可、作り手には食品衛生責任者の資格が必要になっています。

2.19 1 2 市町村内では個人で不動産の賃貸をしていたが、震災後 1 2 市町村外で介護事業を創業した。介護需要の増加に対応するため、1 2 市町村内又は 1 2 市町村外で介護施設を整備したいが対象となるか。

A：所得税法などから、個人不動産事業主として認められるのは、アパート 10 室以上、駐車可能台数 10 台以上または建築物である駐車場及び寄託を受けて保管行為を行う駐車場が該当しますので、対象事業者の要件を備えていることを確認

してください。

補助対象事業者に該当することが確認できた場合、12市町村内での施設整備は事業計画の内容によっては対象として申請ができますが、12市町村外では休業していた者又は休業していたとみなせる者のみ対象となりますのでご注意ください。

(4) 事業の承継等

2.20 震災後、事業主（個人事業主）がなくなり、子どもが後を継いだが対象者になるか？

A：対象になります。亡くなられた個人事業主が原発災害当時、事業を行っていたことがわかる書類（※1）と相続関係が分かる書類を添付してください。

（※1）原発災害当時、12市町村内で事業を行っていたことがわかる書類
公募要項「1.10. 提出書類」のうち、書類番号1-4の書類を指します。詳細は公募要項をご確認ください。

2.21 震災後、家族に経営権を譲った場合は対象になるか？家族以外の者に譲った場合は対象者になるか？

A：いずれの場合も対象となりますが、法人の場合であれば、事業承継が確認できる書類の提出が必要です。

個人事業主の場合、経営権を譲ったことを証明する書類（震災前と譲渡後の税務申告書、市町村等への各種届け出書の写し、それらがなければ双方の署名捺印のある上申書）を提出してください。

※事業譲渡した旧経営者は、後日事業を再開しようとしても対象になりません。

2.22 震災以降休業中であった事業者が子息に事業を承継し、新たに飲食店に転業し再開を計画しているが、補助対象になるか。事業承継や事業再開の順序によって補助対象外となるようなことはあるか。

A：個人事業主が子息に事業を譲渡し、さらに転業再開する場合において、確認書類（経営権を譲ったことを証明する書類（震災前と譲渡後の税務申告書、市町村等への各種届け出書の写し、それらがなければ双方の署名捺印のある上申書など）が整っていれば、個人事業主の事業承継及び転業再開であると認められると考えます。

2.23 新たな事業の別会社を作って始めようと思うが対象者になるか？

A：Q&A2.14をご覧ください。

(5) 共同申請

2.24 宿舍整備や共同店舗を整備するため、12市町村内で事業を行っていた者が共同名義で

一つの申請を行うことは可能か？

A：1事業者1申請が原則なことから、共同で整備する場合は、面積で按分した経費をそれぞれの事業者が申請してください。その場合、全体の整備計画とそれぞれの申請書との関係を確認するため、同一申請回に申請書を提出してください。

2.25 複数社が共同で事業を行う場合、大企業又はみなし大企業が入っていてもよいか？

A：共同整備のメンバーに大企業やみなし大企業が含まれることは問題ありませんが、大企業やみなし大企業は補助対象外となります。従って、面積按分した経費のうち、大企業及びみなし大企業分は補助されませんのでご注意ください。なお、大企業又はみなし大企業を含む全体の整備計画と申請者の計画との関係がわかるように申請してください。

3 補助要件

(1) 事業再開等計画

3.1 どのような事業計画であれば、補助の対象となるのか。

A：検討している事業再開等計画が本事業の目的（1.1参照）に沿っていること（、すなわち、事業者の事業や生業の再建のためのものであること、さらに、働く場の創出や買い物をする場など、事業者の帰還・再建を促進し、まち機能の早期回復につながること）が必要です。

3.2 個人経営のコンビニの事業拡大として複数の地点に出店することを考えている。1会計年度の公募毎に申請を行う場合、補助対象経費はそれぞれ1000万円で回数分認められるのか。

A：同一の事業再開等計画の場合は、会計年度をまたいでも複数回の申請はできず、同一の事業計画と見なされる事業を細分化して申請することは認められません。

3.3 12市町村内での店舗再開のために当補助金を利用したが、12市町村内にもう1店舗設ける場合は対象になるか？

A：複数回申請は、事業再開等計画が重複しないことが条件となります。また、同一の事業再開等計画の場合、同じ補助対象事業項目で申請できる回数は1回です。

3.4 12市町村内で多店舗展開を考えている。店舗ごとに申請すれば対象になるか？申請件数（回数）に制限はあるか？

A：多店舗展開の場合、補助対象事業項目が同一となることが想定されます。この場合、同一の補助対象事業項目で、同一年度内に2回以上申請することはできません。

- 3.5 事務所・倉庫の建設費、土地の購入、または宿舍整備をそれぞれ独立した事業計画として同一年度に申請することは可能か。

A：事業再開等計画が重複しない場合に、同一年度に異なる区分の事業を申請することができます。事務所・倉庫の建設と、宿舍整備とをそれぞれ申請する場合、宿舍整備だけで事業が成り立つなど独立した事業計画であることが必要です。また、施設または宿舍の整備と同時の場合のみ土地の購入費用が補助対象経費となります。

- 3.6 飲食店の開業に向け一期工事に着手している。今後行う二期工事に補助申請はできますか。

A：事業再開等計画として一期工事と二期工事とが独立した事業であることが必要です。
なお、一期工事と二期工事を独立した事業でない場合、事前着手となりますので、二期工事の申請はできません。

- 3.7 12 市町村内で店舗を再開するために施設整備に当補助金を利用したが、市場調査や販路開拓を行うため再度申請したい。対象となるか？

A：事業再開等計画が重複しない場合であれば、補助対象経費の限度額（1000 万円）の範囲内で対象となります。

- 3.8 12 市町村以外で再開するために当補助金を利用し、その後、12 市町村内で再開する場合は対象になるか？その場合、12 市町村外の店舗（工場）は処分しなければならないのか？

A：12 市町村内で再開する場合には、再申請は可能です。この場合において、当補助金を利用して取得した 12 市町村外の店舗（工場）については、

- ・継続使用する場合：処分の必要なし
- ・閉鎖し財産を処分する場合：県に取得財産等の処分承認申請書を提出して承認を得る必要あり

※財産の処分により収入が生じた場合には、その収入の全部又は一部を県に返還しなければなりません。

- 3.9 休業していた事業者が 12 市町村外で事業再開する場合は、施設・設備の整備だけでなく、販路開拓等も合わせて申請することは可能か？

A：補助対象経費の限度額（1000 万円）の範囲内で事業再開等計画が重複しない場合であれば、販路開拓のための広報費などを組み合わせることは可能です。

(2) その他

- 3.10 過去、12 市町村以外でグループ補助金を利用した場合、今回の補助金申請にあたって、

グループ補助金の返還は必要か。また、中小企業等復旧・復興支援事業（県単補助金）の場合はどうか。

A：返還の必要はありません。ただし、グループ補助金や県単補助金を利用し取得した財産を処分する場合は、事前に取得財産等の処分承認申請書を提出して承認を得る必要があります。

また、財産の処分により収入がある場合には、その収入の全部又は一部を県に返還していただくことになります。

詳しくは、以下の担当に確認してください。

※ グループ補助：中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（県経営金融課 グループ補助金担当：024-521-8653）

県単補助：中小企業等復旧・復興支援事業（県企業立地課 024-521-7280）

3.11 12市町村以外で事業再開する場合は、原子力災害後休業していた、又は、休業していたとみなせることが要件だが、なぜか？

A：この補助事業は、事業・生業の再建を目的としていますが、事業・生業の再建に加え、12市町村内における働く場の創出や買い物をする場などまち機能の早期回復を目的とする観点から、12市町村内に限って、「休業していた」等の要件を外しています。

3.12 事業目的に沿った計画なら採択されるのか？

A：本事業の目的に沿っている事業再開等計画であっても、審査基準に照らした審査の結果、不採択となる場合があります。

※審査基準が定める事業計画の妥当性について

- ・事業計画が実現可能であり事業の継続性・妥当性があると言えるか、その上で事業計画を踏まえて導入する設備の必要不可欠性があるか。

- 再建後も事業を継続していける収支計画となっているかなど。

- 導入する機械や車両等が事業内容や既存設備から見て必要性が確認できるかなど。

- ・事業計画と収支計画の整合性が図られているか。

- ・事業費は適正かつ経済的に算出されているか。

- 事業計画からみて妥当性のある施設・設備となっており提出された見積金額が適正かなど。

- ・資金計画は確実性が確保されているか。

- つなぎ資金を含めて事業を実施するための資金計画に確実性があるかなど。

4 補助率

4.1 12 市町村内であれば原発災害時と同じ市町村でなくても 4 分の 3 以内の補助率となるのか？

A：4 分の 3 以内の補助率となります。原発災害時と同じ市町村である必要はありません。

4.2 帰還困難区域で事業再開する場合は、補助率を優遇すべきではないか？

A：本事業は、被災事業者の事業・生業の再建及び 12 市町村の働く場の創出や買い物をする場などのまち機能の早期回復を目的としていることから、避難指示区域による補助率の差は設けていません。

4.3 12 市町村外の補助率は 3 分の 1 以内だが、12 市町村内と同様 4 分の 3 以内とすべきではないのか？

A：本事業は、被災事業者の事業・生業の再建に加え、12 市町村の働く場の創出や買い物をする場などのまち機能の早期回復を目的としたものであるため、12 市町村外で再開する場合の補助率と差を設けています。

ただし、帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域において震災時に事業を行っていた中小事業者が 12 市町村外で事業再開等を行う場合、当該区域への帰還意向を有する方については、地元での再開が困難なご事情を踏まえて、補助率を 4 分の 3 以内としています。

4.4 12 市町村外で補助率 3 / 4 以内が適用される要件である「当該事業者が将来的に帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域に帰還する意思を確認できること」とは具体的に何を確認するのか。

A：帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域において震災時に事業を行っていた中小事業者が 12 市町村外で事業再開等を行う場合、当該区域への帰還意向を有する方については補助率が 3 / 4 以内となります。この要件の一つである「当該事業者が将来的に帰還する意思を確認できること」は、次により確認します。

- ①当該法人が、補助金申請時点において、帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域において、事業所の法人・商業登記を行っている（登記簿で確認できる）こと。
- ②当該個人事業者が、補助金申請時点において、帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域に納税地又は事業所を置いている（個人事業の開業届等で確認できる）こと等。

5 補助対象事業、補助対象経費

(1) 共通

5.1 消費税、申請代行手数料等は補助対象になるか？

A：消費税は補助対象になりません。申請代行手数料も補助対象になりません。

5.2 グループ補助金の対象施設や対象設備の自己資金部分に当補助金を充てられるか？

A：できません。他の補助金の対象になっているもの（事業）に当補助金を充てることはできません。

(2) 施設／設備＜共通＞

5.3 中古の建物・設備の購入は補助対象になるか？

A：中古であっても対象になります。ただし、適正価格である必要がありますので、例えば、建物であれば不動産鑑定士の鑑定書又は複数の見積書、設備であれば複数の見積書などを提出していただく場合があります。価格の適正性が明確でない場合は、補助対象として認められない場合もありますので、御注意ください。

また、現在の所有者がグループ補助金や中小企業復旧・復興支援事業（県単補助）などの補助金を使って建物や設備を整備した場合は、財産処分の制限を受ける場合がありますので、御注意ください。（3.2 参照）

5.4 不動産や設備等のリースは補助対象になるか？対象になる場合の対象期間は？

A：対象になります。対象期間は、事業完了予定日又は交付決定年度の3月末までのいずれか早い日までとなります。

5.5 貸店舗を探しており、物件があるときに確保したい。申請前に賃貸借契約した家賃は補助対象に該当するか。

A：補助申請事業の交付決定通知前に、事前着工（発注、購入、契約など）したものは、補助対象経費から除外されます。店舗の賃貸契約も同様です。

5.6 土地を購入し、事務所、加工施設等の施設を建てる計画について、12市町村内の土地の確保が困難であることから、補助金申請前に土地を購入する場合、土地の造成や施設の建設を申請することはできますか。

A：予め購入した土地を補助対象経費に含めることはできませんが、今後実施する土地の造成や施設の建設に要する費用は補助対象となり得ます。

自己資金で土地の造成を行う場合は、申請前（交付決定前）に行うことは可能です。（ただし、土地を農地転用する場合はQ&A5.7を参照ください。）

- 5.7 農地を転用して、事務所、作業所等の施設を建てようと考えています。補助金申請について注意しなければならないことは何ですか。

A：農地転用を必要とする土地に整備する施設について補助金を活用する場合、農地転用許可も補助金を財源とする計画である旨で申請し、許可を得る必要があります。また、農地転用は土地の造成から施設建設までが一体の事業であり、分けて考えることはできません。例えば自己資金で土地を造成し、施設の建設を補助対象とする内容の補助金申請の場合、補助金の交付決定前に自己資金で土地の造成を開始した時点で全体事業に事前着手したと見なされ、施設の整備についても補助対象外になってしまうので、注意してください。

なお、農地転用が自己資金対応で許可されている場合は、施設の建設を補助の対象として申請することはできません。

- 5.8 公設民営商業施設にテナントとして入る被災事業者も補助対象者になるか。

A：被災事業者であれば、補助対象者となります。ただし、テナント料（家賃）については、交付決定後に契約した日以降の交付決定年度分のみが対象になります。

- 5.9 自社で建物を建築又は自社製造の設備等を設置等した場合に間接経費（販管費）も補助対象になるか？

A：対象になりません。自社で施工、製造した場合は、原材料費など直接経費しか認められません。従業員の人件費も対象外です。

- 5.10 土地を購入する場合、登記費用は補助対象になるか？

A：各種行政手続き費用や各種登録手続や申請代行費用は対象になりません。

- 5.11 土地賃借費は何年分まで認められるのか？

A：事業完了予定日又は交付決定年度の3月末までのいずれか早い日までとなります。

- 5.12 現在借地で使用している土地を購入することは補助対象となるか。

A：事業の実施のために施設の整備や宿舍整備を行う場合、同時に必要な土地の購入は対象としていますが、土地の購入だけは対象にはなりません。

- 5.13 12市町村内で事業を再開しているが、施設・設備の修繕や同じ又は同種の設備に更新を行うものは、補助の対象となるか。

A：事業再開している場合は、この修繕・更新が事業・生業の再建等に必要又は効果があると判断されるものであれば対象となり得ます。こうしたケースを申請いただく場合には、現状の施設・設備の状況や修繕・更新の必要性又は効果について

て、説明してください。

例えば、施設の更新であれば、事業・生業の再建等のためにどのような改善が必要なのか（現状の施設の状況）、施設を修繕することで事業・生業の再建等にどのようにつながるか（修繕の必要性・効果）を記入してください。また、設備の更新であれば、現在保有している設備のスペック・状態はどのようなものか（現状の設備の状況）、設備を更新することで事業・生業の再建等にどのようにつながるか（設備の必要性・効果）を記入してください。

ケースバイケースとなりますが、施設・設備の必要性・効果については、「修繕・更新により、生産効率●●%の事業改善が達成でき、経営の強化が見込まれる」というような計画の説明がなされることが望ましいと考えます。

5.14 グループ補助金の対象になっていない設備や施設の導入・整備費用に当補助金を充てられるか？

A：グループ補助金など他の補助金の対象になっていなければ、当補助金の対象となり得ますが、計画の妥当性や実行性を確認させていただきます。

ただし、既に自己負担で整備した設備は、遡って当補助金の申請をすることはできません（「7 補助金支払いの基準日等」参照）

（3）施設の整備

5.15 店舗兼住宅は対象になるか？

A：店舗部分のみ対象になります。この場合、住宅と共通のため店舗部分固有の費用として分けられない費用は、床面積等で按分していただきます。

5.16 不動産業の土地・建物の購入費は対象になるか？

A：不動産業者にとって土地・建物は商品そのものであり、その取得費用は対象になりません。ただし、自社の事務所を購入する場合は対象になります。

5.17 不動産賃貸業だが、震災前から所有している物件を修理しなければ店子が戻れない状況。修理代を補助の対象にしてもらえないか。

A：不動産賃貸業者にとって建物は商品そのものであり対象にはなりません。

なお、店子が原発災害時に 12 市町村内で事業を行っていたのであれば、店子が申請して修理を行う場合は対象となります。

5.18 現在賃借している建物（事務所等）を、購入して引き続き利用（事務所等）する場合は、補助対象として申請できるか。

A.：本事業では交付決定後に施設を整備・修繕するための経費を補助対象としています。したがって、施設の整備を必要としないで現在使用している建物をそのままの状態で使用する場合は補助対象となりません。

- 5.19 施設整備に併せて土地の購入を計画する場合に、2社以上の見積徴収が困難であるときに代替するものはありますか。

A：事業計画で施設整備と土地の購入が出てきた場合、路線価又は不動産鑑定士による個別評価（有料）を受ける方法が考えられます。
 なお、不動産鑑定料は、補助の対象経費とはなりません
 また、固定資産台帳の評価額は70%で割り戻すなどして調整してください。

- 5.20 被災12市町村外で事業を再開し、事務所と倉庫を設置している。被災12市町村内で倉庫を建てる申請は対象となるか。

A：事業計画において12市町村内で事業展開するためには倉庫を構えることが必須であることを示す必要があります。

(4) 設備の整備

- 5.21 「設備」として乗用車は対象になるか？対象になる場合、金額やグレードに上限はあるか？

A：建機車両、移動販売車、大型車両等など事業専用を使用するものは対象になりますが、他の目的に使用され得る乗用車等は対象になりません。

- 5.22 今ある設備が古くなったので同程度以上の能力の設備に買い換えたいが、対象になるか？

A：対象になります。当補助金は復旧を目的としたものではありませんので、同等以上のものであっても対象となります（事業再開等計画における妥当性や実効性を確認させていただきます）。

なお、グループ補助金や県単補助金（中小企業等復旧・復興支援事業）などの補助金を利用して取得したり、修繕を行ったりした設備を買い換える場合は、これらの補助金の規定により、財産処分の手続きや補助金返還が必要な場合がありますので、各補助金担当に事前に確認を行ってください。

※ グループ補助：中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（県経営金融課 グループ補助金担当：024-521-8653）

県単補助：中小企業等復旧・復興支援事業（県企業立地課 024-521-7280）

- 5.23 旅館、飲食店、葬祭場などが自家用バス（白バス）を新たに導入する（又は更新する）場合は、補助の対象となるか。

A：旅客運送業（道路運送法）等へ抵触しないことを前提として、旅館、飲食店、葬祭場等の事業運営のために専用で使用されるのであれば対象となります。
 なお、車体には事業者名を記載することとし、事業にのみ使用する旨を記載した書面を提出していただきます。

5.24 福祉車両についても車種が軽乗用車や乗用車は対象となりますか。

A：事業専用でも軽乗用車や乗用車は対象となりません。

(5) 宿舍の整備

5.25 以前建設した宿舍を取り壊して新築したいが、取り壊し費用は補助対象経費とできるか。

A：宿舍整備に係る建物の取り壊し・撤去費などは補助対象外です。

5.26 12市町村内の複数社が共同で従業員宿舍を建設する場合の事業費はどうか？

A：床面積按分に応じて積算した事業費となります。

申請は各事業者毎に同時に行ってください。(2.24 参照)

5.27 経営者の自宅に従業員を住ませる場合、自宅の改造費は対象になるか？

A：居室のみ提供し同居のような形態の場合は、経営者住居との区別ができませんので、対象になりません。入口（玄関）、トイレや台所などの水回りなどを別に設置するなど構造上世帯を分ける場合は対象になります。

5.28 従業員宿舍の入居者から家賃及び共益費を徴収してもよいか？

A：当該宿舍の維持管理のために必要とする費用の範囲内であれば、徴収は可能です。

5.29 既に保有している宿舍の修繕や改修を行うことは可能か？

A：従業員確保のための宿舍整備であれば対象になります。

(6) 新商品・新サービス開発

5.30 「新商品・新サービス開発」とはどのような取組か？

A：事業再開に伴う新商品や新サービスの開発における研究・設計・検査等や、試作品のテスト販売等を想定しています。

5.31 「新商品・新サービス開発のための事業」に関する原材料費（試作に係るものに限る）とは何か？

A：新商品・新サービス開発の試作に必要な原材料費の購入に要する経費を想定しています。計上する場合は、受払簿（任意様式）を整備し、受払を明確にしてください。

なお、購入する原材料の数量は必要最小限に止めるとともに、使用状況を管理することが必要です。また、補助事業完了日時点での未使用残存品は補助対象とはなりません。

5.32 「新商品・新サービス開発のための事業」に関する技術導入費とは何か？

A：外部からの技術指導や知的財産等の導入に要する経費を想定しています。

5.33 「新商品・新サービス開発のための事業」に関する外注加工費とは何か？

A：試作品の開発に必要な原材料等の再加工・設計及び分析・検査等を外注・依頼等（外注加工先の機器を使用して自ら行う場合を含む）を行う場合に、外注加工先への支払いに要する経費を想定しています。その際には、外注加工先との書面による契約の締結が必要です。

5.34 「新商品・新サービス開発のための事業」に関する委託費とは何か？

A：外部の機関に試作品の開発の一部を委託する場合の経費を想定しています。その際には、委託先との書面による契約の締結が必要となります。また、委託費には間接経費又は一般管理費（直接経費の10%を限度とする）を含みます。

5.35 「新商品・新サービス開発のための事業」に関する知的財産権等関連経費とは何か？

A：新商品開発と密接に関連し、事業化に当たり必要となる知的財産権等の取得に要する弁理士の手続き代行費用や外国出願特許のための翻訳料など知的財産権取得に関連する経費を想定しています。なお、出願料や審査請求料、特許料等は対象とはなりません。

5.36 「新商品・新サービス開発のための事業」に関する運搬費とは何か？

A：運搬料、宅配・郵送料等の支払に要する経費を想定しています。

5.37 「新商品・新サービス開発のための事業」に関する専門家謝金、専門家旅費とは何か？

A：当該事業遂行のために必要な謝金や旅費として、依頼した専門家に支払われる経費と想定しています。なお、謝金及び旅費については、補助事業者における内規等に基づき支払等を行ってください。

5.38 「新商品・新サービス開発のための事業」については、自社従業員の人件費等は対象になるのか？

A：自社従業員の人件費については、補助対象経費になりません。

(7) 市場開拓調査

5.39 「市場開拓調査」とはどのような取組か？

A：売上向上に向けた新商品開発や商品パッケージの変更等のために委託して行うマーケティング調査や販路開拓のための広報、展示会出展等を想定しています。

5.40 「市場開拓調査」に関する委託費（マーケティング調査費等）とは何か？

A：外部の調査機関等へ委託する調査分析費を想定しています。なお、展示会出展の際や補助事業者が行う調査の際に配布するサンプル品の製造費や記念品代、謝礼金等については、補助対象となりません。

5.41 「市場開拓調査」については、自社従業員の人件費等は対象になるのか？

A：自社従業員の人件費については、補助対象経費になりません。

5.42 市場開拓調査の対象範囲を変えれば、別計画として複数回申請できるか？

A：市場開拓調査の対象範囲を変えれば複数回の申請ができますが、事業区分が同一ですので、申請は1年度間に1回限りとしています。全体を一つの計画にして申請するか、年度を分けて別々に申請する必要があります。また、上限額は、同一の事業再開等計画において、他の費用項目を含めて1000万円です。

5.43 「広報費」は、通常の新聞折り込みなども対象になるか？

A：事業再開による開店チラシ、販路開拓等で必要なものであれば広報の形態は特に問いません。ただし、通常営業の中での売出しなどのチラシは対象になりません。

5.44 「広告費」は、自社で新たにホームページを立ち上げる場合も対象になるか？

A：対象になります。ただし、自社従業員の人件費や間接経費等は、対象になりません。また、リース料は、事業完了予定日又は交付決定年度の3月末までのいずれか早い日までの分が対象です。

5.45 市町村やデパートなどの物産展への出店は、展示会出展費用とみなされるか？

A：出展料や商品・機材等の運搬費など、展示会出展費用として申請可能です。

5.46 「展示会出展費用」には従業員の人件費や出張旅費は含まれるか？

A：出張旅費は含まれますが、従業員の人件費は含まれません。出張旅費は補助事業者における内規等に基づき支払ってください。

5.47 展示会で自社製品（商品）を販売してもよいのか？

A：可能です。ただし、商品の原材料費や販売のために雇用した者の人件費は対象とはなりません。

6 補助対象経費限度額

(1) 共通

6.1 補助対象経費の限度額が 3000 万円以内になる場合の「別途定める要件」とは何か。

A：事業再開等に際して事業者が策定した事業計画について、事業再開場所となる市町村が、原子力災害からの復興に向け策定した計画の実施に資するものとして必要と認める設備投資等であること。

なお、原子力災害からの復興に向け策定した計画とは、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村が定めた復興計画、長期計画及びこれに類する計画とします。

6.2 補助対象経費の限度額 1000 万円では全体計画を実施できないが、限度額を引き上げられないか？

A：1 申請あたりの補助対象経費の限度額は 1000 万円です。なお、12 市町村内で事業再開等を行う場合であって、市町村が策定する復興計画等に沿ったものとして、または、震災時に大熊町・双葉町において事業を行っていた事業者が事業再開等を行う場合で、事業再開等計画が町の復興計画等に定める町外拠点に関連し、町外拠点における町民の生活・交流環境の整備・向上等に資するものであるとして、市町村が復興計画等確認書を交付した場合は、補助対象経費は 3000 万円まで認められます。

6.3 市町村が策定する復興計画等に沿ったものとはどういうものか？「復興計画等」とは、復興計画以外に何を指すか？

A：12 市町村が原子力災害からの復興に向け策定した復興計画、長期計画及びこれに類する計画を指し、これらの内容に沿った事業再開等計画であると、事業再開場所の市町村が確認したものになります。

6.4 12 市町村が策定する復興計画等に沿ったものであるかどうかは、どのように市町村に認めてもらうのか？

A：様式第 15 号に、今回の申請に際して作成した事業計画が、市町村の復興計画等のどの部分に該当するのかを記載の上、事業再開等を行う市町村から、復興計画等の実施に資するものであることの確認を受けてください。

大熊町・双葉町の町外拠点に関連する事業再開等計画を申請する場合は、様式第 15 号の「2.今回の事業再開等計画及び市町村復興計画等との関連性」の枠内に、どの町外拠点に関連する計画か、また、申請する事業再開等計画が、町外拠点における町民の生活・交流環境の整備・向上等にどのように資するのか、について具体的に記載してください。

記載された内容を踏まえ、復興計画に資するものであり、かつ、6.1 に定める要件を満たすことが認められる場合には、市町村による確認書が発行されます。

- 6.5 店舗は商業ゾーン、工場は工業ゾーン、従業員宿舎は住宅ゾーンに設置すれば市町村が策定する復興計画に沿ったものと認められるか？

A：復興計画に沿ったものであるかどうかの判断は、事業再開を行う場所の市町村が行います。

- 6.6 新商品開発や市場調査事業は、3000 万円の対象となるか？

A：新商品・新サービス開発や市場開拓調査事業は、1000 万円が上限です。

(2) 町外拠点に係る事業再開等計画

- 6.7 大熊町と双葉町の復興計画等に定める町外拠点とはどこか。

A：大熊町は、会津若松市、郡山市及びいわき市に設置されるコミュニティ拠点が、双葉町は、いわき市、郡山市、南相馬市及び白河市に設置される双葉町町外拠点が、それぞれの町の復興計画等において町外拠点として位置づけられています。

- 6.8 大熊町の事業者の場合、会津若松市、郡山市又はいわき市で行う事業であれば、また、双葉町の場合、いわき市、郡山市、南相馬市又は白河市で行う事業であれば、補助対象経費の限度額が3千万円になるということか。

A：それぞれの市で行われる事業の補助対象経費の限度額が全て3千万円になるのではなく、大熊町又は双葉町の町外拠点に関連し、かつ、これら拠点における町民の生活・交流環境の整備・向上等に資する事業再開等計画のみ3千万円が上限として認められることとなります。

- 6.9 町外拠点に関連する事業再開等計画とはどのような計画か。

A：町外拠点に関連する事業再開等計画として、まずは、公募要領にある「町外拠点における町民の生活・交流環境の整備・向上等に資するもの」が対象となり得ます。この他、町外拠点を一定の範囲をもって大熊町・双葉町が整備する計画を有している場合に、この拠点内で事業を実施する場合は対象となり得ます。

- 6.10 町外拠点における町民の生活・交流環境の整備・向上等に資するものとはどのようなものか。

A：例えば、町外拠点に居住又は集まる大熊町又は双葉町の方々の交流の場となり得る、町外拠点に隣接・近接する飲食店や、町外拠点に居住又は集まる大熊町又は双葉町の方々の買い物利便性の向上に資する町外拠点に隣接・近接する小売店、医療・福祉施設、町外拠点を一定の範囲をもって大熊町・双葉町が整備する計画を有している場合に、この拠点の範囲内で事業を実施する場合などが、「町外拠点における

町民の生活・交流環境の整備・向上等に資するもの」として想定されます。

6.11 なぜ、町外拠点に関連し、町外拠点における生活・交流環境の整備・向上等に資するもののみ補助対象経費の限度額が3千万円になるのか。

A：事業再開等支援補助金において、補助対象経費の限度額を3千万円まで拡大できるのは、事業再開等計画が市町村の復興計画等に沿ったものと認められる必要があるため、これまで、12市町村内で事業再開等を行う場合に限定されてきました。12市町村「外」の場合、12市町村内と同様、町として計画を立てて整備を進めている地域は復興計画等で位置づけられた町外拠点となるため、これに関連する事業再開等計画が限度額拡大の対象となったものです。

また、大熊町と双葉町の復興計画等における町外拠点に係る考え方を踏まえて、町外拠点における町民の生活・交流環境の整備・向上等に資する事業が限度額拡大の対象となっています。

6.12 町外拠点からどのくらいの距離に位置する、どのような業種であれば、町外拠点の住民の生活・交流環境の整備・向上等に資すると認められるのか。

A：町外拠点の住民の生活・交流環境の整備・向上に資するか否かは、距離や業種のみをもって判断することはできません。

申請者自らが、自らの事業の状況や計画内容、及び、町外拠点と事業実施場所との距離的關係性等を踏まえて、町外拠点における町民の生活・交流環境の整備・向上に如何に貢献するかを、具体的かつ詳細に市町村復興計画確認書に記載していただく必要があります。

7 補助金支払いの基準日等

7.1 事業の事前着手は認められるのか？

A：認められません。補助金の支払いの開始の基準となる日は、県からの交付決定を受けた日です。その日以前に事業着手を行った場合は、補助対象外となります。

7.2 事前着手は認められないとのことだが、何をもって着手と判断するのか？

A：発注、購入、契約をもって着手と判断します。

8 補助の申請等

8.1 事業再開等の事業計画を事前に確認する認定経営革新等支援機関とは何か？

A：中小企業・小規模事業者の経営課題に対して事業計画策定支援等を通じて専門性の高い支援を行う、税務、金融及び企業の財務に関する専門的知識を有し、これまで経営革新計画の策定等の業務について一定の経験年数を持っているとして国から認定された機関や人（商工会・商工会議所、金融機関、税理士、公認会計士、中

小企業診断士など) です。

8.2 認定経営革新等支援機関は何を確認するのか？

A：事業再開等計画の妥当性や実効性について、確認します。

8.3 認定経営革新等支援機関はどこにあるのか？

A：福島県内には、商工会・商工会議所、金融機関、税理士、公認会計士、中小企業診断士など 400 を超える機関や人が認定を受けています。具体的には、東北経済産業局や中小企業庁のホームページに名簿が掲載されていますのでそちらをご覧ください。

東北経済産業局 HP：http://www.tohoku.meti.go.jp/s_cyusyo/kyokashien.html

中小企業庁 HP：<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kan.htm>

8.4 認定経営革新等支援機関の確認があれば補助金は受けられるのか？

A：認定経営革新等支援機関における確認は、事業再開等計画の妥当性や実効性の確認であり、これだけをもって補助金は採択されません。

8.5 認定経営革新等支援機関自らが補助申請する場合、自己の確認で構わないか？

A：他の認定支援機関の確認が必要です。

8.6 認定経営革新等支援機関の確認は無料か？

A：県では、個々の認定支援機関の手数料については関与していません。それぞれの認定支援機関に御確認ください。

8.7 認定経営革新等支援機関の確認が有料の場合、その費用を補助金の対象にできるか？

A：申請に要する費用は補助対象になりません。

8.8 申請書の提出先は？

A：交付申請書については、以下に郵送してください。

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 福島県経営金融課 事業再開補助金担当

8.9 申請書の提出方法は？（郵送、持参、メール、電子申請）

A：郵送してください。

8.10 添付書類が一部揃っていないが申請できるか？

A：添付書類が揃っていなければ、申請を受理できません。

8.11 申請書の記載漏れや添付書類の不足があると直ちに却下になるのか？

A：申請書に不備があった場合、事務局からの指示に基づき補正をしていただいたうえで受理となります。

8.12 事業の内容にかかわらず見積書は必須か？ 建物や設備は複数社から見積書をもらう必要があるか？

A：建築費、設備費、委託費（外注費）など他者に発注するものは、全て見積書が必要です。さらに、50万円（税抜き）以上の物件等については、2社以上から見積もりを徴収する必要があります。

8.13 申請書を郵送する場合、当日消印有効か？

A：当日消印有効とします。

8.14 公募期間外に提出しても次回の公募まで預かってもらえるか？

A：公募期間外の申請は受け付けません。次の公募期間に改めて提出してください。

8.15 申請後、交付決定前に法人代表者が交代した。申請は有効か？

A：法人の代表者が交代した場合は、申請はそのまま有効です。交代した事実が分かる書類を添えて届け出てください（様式任意）。

8.16 申請した個人事業主が亡くなりその子が相続した。申請は有効か？

A：申請した個人事業主が補助金の交付決定よりも前に死亡した場合は、申請は無効となります。交付決定後に死亡した場合で、引き続き事業を実施する場合には、事業の承継がわかる書類を添付して届出を提出していただきます。

9 事業の実施

9.1 事業実施に当たり複数業者の見積書は必要か？

A：50万円（税抜き）以上の物件等については、申請時に2社以上の見積書の提出を求めています。そのため、事業実施に当たっては、必ずしも複数業者の再度の見積もりは求めませんが、自己負担経費を圧縮するためにも、高額な投資になる場合には、複数業者から見積もりを徴収して比較することが望ましいと言えます。

9.2 古くから付き合いのある業者に発注したいが可能か？

A：50万円（税抜き）以上の物件等については、必ず2社以上の見積書を取ったうえで、見積額の低い業者を選定しなければなりません。

10 計画の変更等

10.1 発注する段階で、申請書の内容の変更が生じたが、どのようにすれば良いか？

A：補助事業の内容や経費の配分を変更しようとするときは、予め変更承認申請書を提出し、承認を得る必要があります。

なお、内容が軽微な変更であっても事前に担当に御相談ください。

10.2 導入する設備を変更したいが、変更申請は必要か？

A：細部の変更でなければ予め変更承認申請書を提出した上で、県の承認が必要になります。

10.3 土地の購入交渉がまとまらず、場所を変更したいがどんな手続きが必要か？

A：予め変更申請書を提出した上で、県の承認が必要になります。

10.4 金額はそのまま市場調査の内容を変更したいが申請は必要か？

A：計画変更に当たりますので、予め変更申請書を提出した上、県の承認を得てください。

10.5 資材が高騰し、補助申請時の金額では契約できない。補助金の上乗せは可能か？

A：申請時の見積書よりも事業費が上がっても、原則として補助金の上乗せはできません。何らかの事情で交付決定を受けたが事業に着手できない期間に、資材が高騰した場合は、事務局までご相談ください。

10.6 交付決定額よりも安く事業ができた。余った補助金を他に回してもよいか？

A：申請内容にないものに対して補助金を充てることはできません。交付決定を行った補助対象事業費の実績に応じた補助金を支払います。

なお、概算払いで実績額よりも多く補助金を受けている場合は、返納していただくこととなります。

また、余った補助金を他に回したことが後日発覚した場合には、交付決定の全部又は一部を取消し、既に支払った補助金の返還を求めだけでなく、10.95%の加算金が付加されます。

10.7 事業実施中に法人の代表者が交代した。手続きは必要か？

A：代表者変更の事実が確認できる書類を添付して届け出てください（様式任意）。

10.8 事業実施中に申請した個人事業主が亡くなり、子が後継者となった。補助事業を継続してもよいか？補助の対象になるか？

A：補助申請及び交付決定内容を引き継ぐ意思があれば継続可能ですので、事業承継

の届出（任意様式）を提出してください。

11 計画の中止又は廃止等

- 11.1 補助事業の交付決定を受けたが、事情があつて事業を中止（廃止）したいが、どうしたらよいか？

A：補助事業の中止（廃止）承認申請書を提出して、県の承認を受けてください。既に事業に着手しており、概算払いを受けている場合は、補助金を全額返還していただくことになります。

- 11.2 補助事業に着手したが申請期間内の事業完了が困難になった。どうしたらよいか？

A：速やかに補助事業遅延等報告書を提出し、県の指示を受けてください。

12 実績報告等

- 12.1 領収証等関係証憑は何年間保管しなければならないか？

A：事業が完了した翌年度から起算して5年間は必ず保管しなければなりません。

- 12.2 領収証があれば代金の支払いは現金でもよいか？必ず口座振込しなければならないか？

A：現金による支払いは極力避け、口座振込で支払ってください。やむを得ず少額を現金で支払う場合は、必ず領収証をもらってください。なお、現金払いの場合には、実績確認の際に理由の説明を求めたり、相手方に確認したりすることがあります。なお、支払いの事実が確認できない場合、補助金の支払いはできません。

- 12.3 領収証を廃棄してしまった（もらうのを忘れた）が、どうしたらよいか？

A：再発行してもらってください。このような事態を防ぐためにも口座振込を利用してください。

- 12.4 自社で事務所を建築した場合、領収証は自社で発行するのか？

A：自社の領収証は不要です。直接かかった資材費などの口座振込依頼書（領収証）が必要です。

- 12.5 自社で市場調査を実施した場合、間接経費の領収証はどうすればよいか？

A：自社で市場調査を実施した場合は、直接経費のみが補助対象になります。間接経費や人件費は対象になりません。

- 12.6 店舗兼住宅を新築し、住宅分は東電賠償金を充当する計画であり、東電に領収書の原本

を提出しなければならない。この補助金用の店舗部分の領収書は写しでも良いか。

A: 店舗分、住宅分に分け、それぞれに対応した領収書は準備できるよう対応をお願いします。

また、会計の書類は検査等でいつでも提示できるよう原本を手元に保存しておいてください。県への提出は写しで結構です。

13 補助金の支払

13.1 申請からどれくらいの期間で補助金が出るのか？

A: 原則として、実績報告の提出後現場確認を行い、申請書に基づき事業を行ったことの確認や補助金の額の確定を行った上で、補助金を支払います。

13.2 補助金の概算払いは可能か？何割まで可能か？

A: 補助金は、原則として補助金の額の確定後に精算で支払いますが、事業の遂行に支障をきたすなどやむを得ないと判断され、事業が5割以上進捗している場合に、交付決定額の5割までの範囲で概算払いが可能です。概算払いは1回限りとします。

13.3 補助金を請負業者に直接払ってもらうことは可能か？

A: できません。補助金は、交付決定を受けた者にしか支払えません。

13.4 つなぎ資金の融資を受けた。補助金を金融機関に直接支払ってもらえないか？

A: できません。補助金は、交付決定を受けた者にしか支払えません。

13.5 つなぎ資金の融資を受けた。運転資金が必要になったので、つなぎ資金を返済せずに運転資金としてもよいのか？

A: つなぎ資金を返済しない場合は、補助金を運転資金に流用したものとみなされます。補助金の支払を受けたら、必ずつなぎ資金を返済し、必要な運転資金は別途調達してください。

14 財産の管理

14.1 補助を受けた財産の管理は、どのように行えばよいのか？

A: 補助事業によって取得し又は効用が増加した財産については、その台帳を設け、保管状況を明らかにしておかなければなりません。

また、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って効率的な運用を図らなければなりません。

15 財産の処分（目的外の使用の禁止）

15.1 補助を受けた財産を第三者に譲渡又は貸し付けたいが、可能か？

A：補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産は、予め県の承認を受けない限り、補助金等の目的に反して使用したり、譲渡したり、交換したり、貸し付けたり、又は担保に供することはできません。

取得した財産を処分制限期間中にどうしても処分しなければならない場合には、①不動産及びその従物、②取得価格又は効用の増加額が50万円以上（税抜き）の機械、器具、備品及びその他の財産について、予め県の承認を得ることが必要ですので、取得財産等の処分承認申請書を提出してください。この場合、取得財産の処分により収入がある場合には、その収入の全部又は一部を県に返還していただきます。

処分制限期間については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で定められている耐用年数です。

16 補助金の返還等

16.1 当補助金を活用して建物と設備を購入し事業を再開したが、業績不振のため廃業し財産を処分することとなった。補助金は返還しなければならないか？その場合の返還額は？

A：補助金によって取得した①不動産及びその従物、②取得価格又は効用の増加額が50万円以上（税抜き）の機械、器具、備品及びその他の財産を処分制限期間中に処分する場合には、予め県の承認を得ることが必要です。

この場合、取得財産の処分によって収入がある場合には、その収入の全部又は一部を県に返還していただきます。

16.2 当補助金を活用して設備を導入したが、業績好調により更に能力の高い設備と入れ替えることになった。この場合、新しい設備は補助対象になるか。また、旧設備の補助金は返還しなければならないか？

A：対象となりますが、同一事業区分での申請は1年度に1回となります。

なお、処分制限期間中に50万円（税抜き）以上の取得財産を処分する場合には、予め取得財産等の処分承認申請書を提出が必要となります。この場合、取得財産の処分によって収入がある場合には、その収入の全部又は一部を県に返還していただきます。

16.3 当補助金を活用して従業員宿舎を整備したが、従業員だけでは空き室が出てしまった。一般の賃貸アパートとして活用したいが、補助金は返還しなければならないか？

A：一般の賃貸アパートに転用した室数等によって按分し、予め取得財産等の処分承

認申請書の提出が必要となります。
この場合、経過年数によって補助金を返還していただきます。

17 その他

17.1 補助金が支払われるまでのつなぎ資金として有利なものを紹介してほしい。

A：つなぎ資金は用意していません。主要取引金融機関等に御相談ください。
当補助金の対象者であれば、長期・無利子・無担保の「特定地域中小企業特別資金」の対象となりますが、利用総枠に制限がありますので、短期のつなぎ資金に利用するよりは長期的な資金として利用の方が得策と思われます。

17.2 自己負担分の資金として有利なものを紹介してほしい。

A：「特定地域中小企業特別資金」による無利子・無担保融資の対象となります。(但し、貸付に当たって審査がありますので、御意向に添えない場合もあります。)
詳しくは、福島県産業振興センター原発災害対策特別融資チーム（024-525-4019）までお問い合わせください。

17.3 事業の遂行状況について報告する必要があるのか？

A：交付決定後に、当補助事業の遂行及び支出状況について、県から状況報告を求められる場合があります。その場合には「補助事業遂行状況報告書」を提出する必要があります。また、その確認のため実地検査に入る場合がありますので、御協力をお願いします。
また、補助を受けた後においても、県が実施する事業再開状況や営業の状況等、原子力被災事業者の事業再開等の状況調査に協力してください。

17.4 県は実績報告時以外でも実地検査に入ることがあるのか？

A：当補助金の進捗状況確認のため、県が実地検査に入ることがあります。また、当補助事業終了後、会計検査院等が実施検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従う必要があります。